## 第一種フロン類充塡回収業者登録通知書

住 所 東京都墨田区押上一丁目1番2号

氏 名 パナソニック産機システムズ株式会社 代表取締役 稲継 哲章 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第2項の規定により、 登録の更新を行ったことを通知する。

令和3年8月25日

盛岡広域振興局長 髙橋 達也



登録番号

011224

登録年月日

令和3年8月9日

有効期間満了年月日 令和8年8月8日

パナソニック産機システムズ株式会社 代表取締役 稲継 哲章 様

盛岡広域振興局保健福祉環境部長



## 第一種フロン類充塡回収業者登録について

令和3年8月25日付けで登録したこのことについて、業務を行うにあたっては次の事項に留意 するようお願いします。

記

- 1 本登録はフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下、「法」という。)第 27条第1項の規定により、岩手県内において第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特 定製品からのフロン類の回収ができるものであり、当県以外の他区域で業務を行う場合は、管 轄する都道府県知事の登録を受けるものであること。
- 2 フロン類の充填回収について、フロン類の性状及びフロン類の充填回収方法について十分な 知見を有する者が立ち会うこと(法第37条第3項、44条第2項)。
- 3 上記2の要件を満たすことが困難な可能性がある製品については作業を行わないこととし、 取扱いを行う予定がある場合等については十分に要件を満たす資格取得者について従前に確保 すること。
- 4 法第 31 条第 1 項及び第 33 条第 1 項に定める変更等があったときは、**変更後 30 日以内**に変 更等の届出を行うこと。
- 5 **毎年度終了後**(年度は4月1日から翌年3月31日までとします。)、**5月15日まで**に充塡回 収量等に関する報告書を提出すること。

## ※報告様式案内 HP

県HPトップページ〉くらし・環境〉環境〉環境保全〉化学物質(PRTR、ダイオキシン、フロン、ゴルフ場農薬)〉第一種フロン類充填回収業者の充填回収量等報告について

6 登録の有効期間満了の日後、引き続き登録を受けようとする場合は、**有効期間満了日の2週 前まで**に登録の更新申請を行うこと。

【担当:環境衛生課 松本 Tel:019-629-6583】

## 充填量及び回収量報告書の記載上の注意事項等 (提出前に必ず御確認ください)

- ① 報告日は、提出日になっていますか? 提出日とあまりに乖離している場合には、再提出となりますので注意願います。 特に、年度明けに、前年度実績の報告をする手続きですので、**報告日が3月の場合 は受け付けられません**ので、注意願います。
- ② 報告者の記載に漏れはありませんか? 最新の「第一種フロン類充填回収業者登録通知書」を参考に記載ください。
  - 郵便番号
  - 住所
  - 会社名、代表者氏名

記載例:株式会社〇〇

○○代表取締役 ○○ ○○

※個人の申請の場合には、個人名(屋号は記載不要です)

- 電話番号
- 登録番号

<u>※更新漏れにより失効し、再登録した場合は、登録番号が変わりますので注意願います。</u>

③ <u>**前年度**</u>に提出していた報告書における**年度末に保管していた量(⑧、⑩、⑩)** と、 **今年度**提出する報告書における**年度当初に保管していた量(③、⑪、⑲)** の数値はそれぞれ一致していますか?

(前回8)=今回③、前回6)=今回①、前回2)=今回(9)

- ④ 記載箇所において、合計値は合っていますか? また、回収量+年度当初保管量と、引き渡し量+年度末保管量の収支は合っていますか?
- ⑤ 様式に、法第41条の項目は有りますか?

令和2年度に提出した分から、報告様式に変更があり、法第 41 条項目が追加されています。(HFC 記載欄と備考の間)

最新の様式を、岩手県 HP からダウンロードの上、作成してください。 様式が古いようであれば、報告項目の不足で再提出となりますので注意願います。

⑥ 県への提出部数は1部です。

しかし、毎年度報告する際、前年度報告分を参考に作成する必要がありますので、 **必ず控えを作成し、社内で保管してください。** 

※ 控えに県の受領印を御希望する場合には、2部提出の上、切手を貼った返信用 封筒を併せて御提出ください。御必要なければ御提出は不要です。

毎年度、上記項目により再提出して頂くことが多い為、御協力願います。